

## ま と め

鹿屋市教育委員会では、市内小中学校 28 校の学校給食が、長年抱えている数多くの課題を抜本的に解決し、学校給食の更なる充実を図ることを目的として、平成 15 年 7 月の定例教育委員会で共同調理場（給食センター）の整備と調理業務の外部委託を含む「学校給食制度改革の基本方針」を定めたところです。

この基本方針について、市民の皆様のご意見等もお聞きしながら改革を推進するために、平成 16 年 8 月 31 日に市民公募者も含めて学校、PTA、保護者、関係機関・団体等の 18 名をもちまして、「鹿屋市学校給食改革推進検討委員会」を設置し、計 6 回の検討委員会を開催しました。

その中で、事務局から提示された各項目の説明を受けるとともに、市内の施設 4 箇所及び他市町の学校給食センターの視察も実施し、本市の学校給食全般について、調査検討が行われました。

その結果、平成 17 年 2 月 22 日付けで会長から会議結果の報告があったところです。

教育委員会事務局としては、報告された内容を早速、定例教育委員会に報告しました。

それを受け、内容が多岐に及ぶため、教育委員は時間をかけて独自に内容を十分精査したところです。

そして、事務局とも連携して、以下のとおり「各検討項目に対するまとめ」及び「各検討項目を踏まえた主要な事項に対するまとめ」としてとりまとめました。

平成 17 年 6 月 8 日

鹿屋市教育委員会

## 目次

### 各検討項目に対するまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

- 1 第1回  
これまでの学校給食改革への取組み状況について  
学校給食改革の背景について
- 2 第4回  
市内施設視察結果について  
県内外施設視察結果について  
本市の現状と課題について
- 3 第5回  
改革の目指す方向について
- 4 第6回  
改革を進める上での留意点について  
改革の進め方についての比較検討について

### 各検討項目を踏まえた主要な事項に対するまとめ・・・・・・・・ P 7

- 1 学校教育の一環としての学校給食に関する指導方法等の理解促進について
- 2 衛生管理基準と施設の現状について
- 3 メニュー、味などの食事内容の充実について
- 4 安全な食材の確保、地産地消の推進について
- 5 民間委託に当たっての留意事項について
- 6 建設費や運営費の比較について

## 各検討項目に対するまとめ

### 【第1回】

#### これまでの学校給食改革への取組み状況について

改革の基本方針について、教育委員会から保護者に対する説明が不十分であるという意見が多く述べられている。その論拠として、学校だよりで周知されたが、これだけではわかりにくい 教育委員会から直接的な説明がない これまでの経緯や現状を具体的に説明すべきである - などが挙げられている。

また、説明の時期について、学校職員より保護者への説明を優先すべきではないかとの意見が述べられており、調理場方式については、共同調理場方式だけでなく、親子方式などの検討はしないのか - という意見が述べられている。

#### 学校給食改革の背景について

学校給食衛生管理基準への対応

学校給食運営の合理化に関する指導

財務省予算執行調査

財務省調査を受けた各自治体への指導

地方交付税の単位費用算定の見直し

自治体の動向（全国、県内、14市、大隅）

学校給食改革の背景について、概ね理解されている意見が述べられている。

施設の老朽化、衛生管理基準への対応について、調理員の努力によって運用がなされている 専門的な立場から、老朽化に伴う衛生管理基準の未達成施設が多く、同じ水槽を繰り返し使用することは大変憂慮すべき状況である - などの意見が述べられている。

反面、老朽化に対する対応について、これまで放置してきた教育委員会の姿勢が問題である 定期的に建て替えを行うべきであった - という意見が述べられている。

### 【第4回】

#### 市内施設視察結果について

施設の現状について、多くの課題があるという意見が多く述べられている。その論拠として、結構年数が経っており、衛生管理基準に適合していない施設が多い 事故発生時の責任の所在が不安 衛生管理基準に照らしてドライ化は必須の条件だが、ドライ運用状況が疑問 校舎と一体的な給食室は、設計や管理面で大きな制約がある - などが挙げられている。

反面、施設の新旧ではなく、基準に満たない施設でも調理員の努力によって、基準に近づけるような作業がなされており、かかわっている人達の意識が大事であるという意見が述べられている。

食に関する指導について、視察したセンターでは栄養職員が特別非常勤講師として指導を行っているが、自校方式の栄養職員配置校で行われていないことを疑問視する意見が述べられている。

現在の自校方式の利点として、見ているだけで食育になっている 匂いがある 温かいものが食べられる - などが意見として述べられている。

## 県内外施設視察結果について

### 《垂水市センター》

地産地消への積極的な取り組み及び建設段階からの現場調理員、関係団体等との密接な連携を評価する意見が述べられている。

### 《隼人町センター》

施設、設備、運営面の全般にわたって、非常に評価する意見が多く述べられている。その論拠として、従事職員の意識の高さをはじめ、センター方式の課題として捉えられている適正規模の食数 アレルギー食への対応 食に関する指導 地産地消への取り組み - などが非常に充実していることが挙げられている。

### 《薩摩川内市センター》

大規模な施設であり、適正食数などの運営面について多くの課題があるという意見が多く述べられている。

### 《人吉市センター》

災害時の炊き出しに対する実績や多様なメニューとして、おにぎり給食を評価する意見が述べられている。

### 《4センター共通・その他》

4センターを視察して、本市がセンター方式を導入する場合に考慮すべき事項等について、意見が述べられている。その内容は 箇所数は1箇所ではなく、2～4箇所程度 食数、運営面、管理面から規模に限界がある センター化の課題であるアレルギー食、食に関する指導、配送時間、地産地消、味・温度などは運営次第で対応可能 - などが挙げられている。

センター化の利点として、 効率性 衛生基準面での充実。また、課題として学校行事や人数調整などの学校との連携 などが意見として述べられている。

給食が冷えるとの懸念については、特に問題となるような意見は述べられていない。むしろ、食缶等の材質、構造、機能性が向上していることが述べられている。

## 本市の現状と課題について

施設の老朽化

衛生管理基準への適合状況

児童生徒の減少による小規模校の進展

給食調理員の配置状況

調理員一人あたりの食数

一食あたりの人件費

給食の質的向上、食の安全の充実

本市の現状と課題について、おおむね肯定する意見とこれまでの教育委員会の取り組みを問題視する意見が述べられている。

その論拠として、肯定する意見は、施設の老朽化に併せ衛生管理基準に適合していない学校が多く、さらに、同じ水槽を繰り返し使用していることを大変憂慮し、早急な改善が必要であることが述べられている。反面、教育委員会の取り組みについて、定期的に建て替えを行うべきであった - という意見が述べられている。

一食あたりの人件費の算出法について、及びコストの比較対照資料の必要性について意見が

述べられている。

## 【第5回】

### 改革の目指す方向について

最新の施設、設備による食事内容の充実（バイキング・セレクト給食、焼き物・和え物等のメニューの充実、アレルギー対策など）

安全・安心な学校給食の提供（地産地消活動との連携）

食に関する指導の充実

学校給食運営の充実

行財政改革の推進（市町合併と行財政改革）

この検討委員会の主題である改革の目指す方向について、数多くの意見が述べられている。

その中で、「最新の施設設備の導入による食事内容の充実」が冒頭に来ていることに疑問が示され、一番大事なことは、学校給食の学校教育の中における位置付けであるという意見が強く述べられている。その論拠として、 独自で調製した資料を提示している委員がいる 学校給食問題は、理念的な問題と技術的な問題がある 理念的な問題、つまり、学校給食の目指す方向をはっきりする必要がある - などが挙げられている。

委員が独自で調製し提示された資料について、他の委員から賛意を表す意見が述べられている。一方、教育委員会が提示した資料について、重複が多いとの意見が述べられている。

財務省の通達については、地域の実情等に応じた学校給食業務の運営の合理化が推進されることを肯定する意見が述べられている。一方、この主旨は、学校給食の質の低下を招かないことや教育的意義を失わないことを前提に、予算執行の適正化、効率化を図ることであり、センター化や民間委託を推進するものではないという否定的な意見が述べられている。

学校現場からは、一番大事なこととして、センター・自校方式いずれにしても、学校給食法に基づき安全・安心な学校給食を提供することの意見が述べられている。

栄養職員の配置について、現在大規模校を中心に行われているが、改革の方向で進めば、未配置校でも食の指導が充実するという意見が述べられている。

地産地消について、定義付けが難しいという意見やロットが大きくなれば充実するという説明に対して、現行方式でも可能という意見が述べられている。

センター建設について、老朽化した施設が多いことを踏まえ、早急な改善が必要であり、その際には複数箇所、きめの細かい機能性の高い施設を造るべきであるという具体的な意見が述べられている。

食に携わる専門家の意見として、食の乱れに関して学校給食の果たす役割、メニューの充実でのバイキング食などの重要性が述べられている。その論拠として、 食の乱れに対して国を挙げて取り組んでいる 家庭での食の乱れ、学校給食に頼っている子供の存在を確認している

学校給食には教育的意義がある - ことなどが挙げられている。反面、バイキング給食の充実を否定する意見も述べられている。

検討委員会の設置目的など教育委員会の姿勢について、疑問があるという意見が述べられている。その論拠として よりよい学校給食の実現のための検討会と思って参加したが、コスト、人員削減など行財政改革が優先している 公正な立場での比較対照表などが提示されていない - などが挙げられている。

## 【第6回】

### 改革を進める上での留意点について

学校職員の理解の促進

民間委託の場合の留意事項

学校職員の理解の促進については、特に意見は述べられていない。反面、保護者への説明より優先されていることに、疑問の意見が述べられている。

異物混入の事例について、責任の所在に関する質問が出されている。

### 改革の進め方についての比較検討について

検討項目の 学校給食の目標は達成されるか 改革の前提条件となる地域の実情は何か 衛生管理基準の達成は可能か 食事内容の充実が可能か アレルギー対策など栄養・健康に配慮した取り組みは可能か 地産地消の取り組みは推進できるか 建設費の比較はどうか 校舎の配置などに対応した給食施設の速やかな整備は可能か 職員数、調理員数はどうか 調理員等の人件費はどうか 長期的な観点での比較はどうかについて、「前提条件」・「現行方式」・「改革方針」の説明がなされ、18名中、会長を除く15名の委員から様々な意見が述べられている。

その内容は、大別して教育委員会が定めた基本方針を積極的に推進すべきであるという意見 一定の課題をクリアして推進すべきであるという意見 一貫して改革の方針を全面的に否定し、かつ、現行方式を堅持すべきであるという意見などが述べられているが、 の立場からの意見が多く述べられている。

積極的に推進すべき、あるいは一定の課題をクリアして推進すべきとの意見は、論拠として 子ども達への安全・安心な学校給食の提供 学校給食改革の理念の明確化 適正な規模 複数箇所 アレルギー食への対応 地産地消への積極的な取り組み 食に関する指導の充実 - などを挙げている。

現行方式を堅持すべきであるという意見は、 コストのみが優先している 子どもの視点で考えていない 自校方式に移行した例などの資料を出していない 建設費や運営費についての30年間の比較対照がなされていない - などの点を挙げている。

## 各検討項目を踏まえた主要な事項に対するまとめ

上記「各検討項目に対するまとめ」を踏まえ、主要な事項として、次の6つのことについてまとめを行うものである。

### 1 学校教育の一環としての学校給食に関する指導方法等の理解促進について

#### 【検討委員会の意見】

- ・学校給食が学校教育の一環として実施されていることについて、調理方式に左右されることなく、学校給食法、学習指導要領に基づき、学級担任が中心になって給食の時間、学級活動の時間、学校行事の中で指導しており、そこで足りない部分や詳しい部分を学校栄養職員と連携しているという意見が出されている。
- ・むしろ、改革の方向で進めば 先進地の事例で積極的な取り組みがなされている 栄養職員未配置校においても食の指導が充実する - などの意見が出されている。
- ・一方、現行方式の堅持を主張する意見として、食に関する教育は自校方式の調理場が不可欠 = 学校に給食室があつてこそ、食教育である 集約化、民間委託が教育の質的な低下を招く センター方式では栄養職員の配置に限界がある - などが出されている。

#### 【教育委員会の意見】

- ・学校給食が学校教育の一環として実施されていることについて、食に関する教育や特別活動の中の給食指導は、自校方式、センター方式の調理方式に依存しないことについての理解が、市民、PTA、議会等にも不十分である。
- ・このため、市民、PTA、議会等の理解を深めるために、学校教育の一環としての学校給食は、調理方式に左右されないことを具体的にかつ、わかりやすくとりまとめ、説明する写真等の資料も作成することが必要ではないか。

#### 【今後事務局が取り組むべき作業】

- ・食に関する指導方法等のわかりやすい事例を作成・紹介する。

### 2 衛生管理基準と施設の現状について

#### 【検討委員会の意見】

- ・学校栄養士の専門家からは、本市の状態が看過できない状況であり、この速やかな解決の必要性があるという意見が述べられている。
- ・また、事故発生時の責任所在に不安を感じるという意見も述べられている。

#### 【教育委員会の意見】

- ・本市が抱えている課題で最も重要である安全・安心な給食を提供するために、速やかな対策として、総合的な観点から集約化は避けられないことを、説明すべきではないか。
- ・衛生管理基準に適合するためのラインのモデルを検討し、調理施設の配置、設備、必要面積等を具体的に説明すべきではないか。

#### 【今後事務局が取り組むべき作業】

- ・学校栄養士、集約化に携わった自治体の担当者、施設設備の専門家、建築技師等によるラインの設計を検討する。
- ・学校の給食室に衛生管理基準に適合する施設の面積を投影するなどの手法により、現状では速やかな改善は難しいことを説明する資料を作成する。

### 3 メニュー、味などの食事内容の充実について

#### 【検討委員会の意見】

- ・メニュー、味などの食事内容の充実に関し、一箇所を集約化した薩摩川内市の事例から、大規模な集約化では難しいという意見が大半であり、このことから2～4箇所程度の中規模への集約化を求める意見が非常に多かった。
- ・また、アレルギー対策、食に関する指導などの充実を求める意見もあった。
- ・検討委員からは先進地の事例から、集約化で味が低下するという意見は少なかった。

#### 【教育委員会の意見】

- ・食材の調達方法、検収時間、配送時間、調理ラインなどを総合的に検証して、食事内容の充実を図るための具体策を明らかにすべきではないか。
- ・調理ライン、設備などのハード面、メニューの事例、調理スタッフなどのソフト面でいくつか案を示すべきではないか。

#### 【今後事務局が取り組むべき作業】

- ・共同調理場の献立の企画を担当している栄養士や共同調理場の現場責任者等の意見を踏まえた施設の設計理念を定める。

### 4 安全な食材の確保、地産地消の推進について

#### 【検討委員会の意見】

- ・地産地消の面でも集約化が必要という意見、一方、地産地消の面で自校方式が有利であるという両面からの意見が出されている。
- ・また、食の安全、地産地消は国民的なニーズであり、学校給食における取り組みも不可欠であるという意見が出されている。

#### 【教育委員会の意見】

- ・安全な食材の確保を図る観点から、本市における集約化後の具体的な地産地消の取り組み、生産団体、関係機関との連携（生産、集荷、検収）の方針等を取りまとめる必要があるのではないかと。また、地元の食材を味わうことの教育的効果を達成するための指導方法、学校における取り組みの方法等についても検討する必要があるのではないかと。

#### 【今後事務局が取り組むべき作業】

- ・関係機関の職員、地産地消を推進しているリーダー、指導主事等による本市のモデルを検討する。

## 5 民間委託に当たっての留意事項について

### 【検討委員会の意見】

- ・民間委託についての意見は少なかったが、学校教育の一環としての学校給食では、安全・安心な食事内容の充実は絶対不可欠であり、事故発生時の責任の所在についての意見が出されている。

### 【教育委員会の意見】

- ・このため、民間委託に関する業者選定のシステム（選定基準、遵守事項、委託仕様書など）契約方法等についてとりまとめ、民間委託においても食の安全は、確保できることを説明することが必要ではないか。
- ・安全な学校給食を実施するための民間委託の条件を調査し、教育委員会の民間委託方法の公開により、安全・安心についての理解を深める必要があるのではないか。
- ・給食調理員等関係者の理解を更に深める作業を進めるべきではないか。

### 【今後事務局が取組むべき作業】

- ・業界団体等の専門家、共同調理場で民間委託を実施している担当職員などを含めて指名基準、業者選考方法、仕様書などを検討する。
- ・具体的なプラン策定作業に学校給食関係実働者の意見を反映させることを検討する。
- ・学校給食改革に関する理解を深めるため、関係課と連携した取組みを進める。

## 6 建設費や運営費の比較について

### 【検討委員会の意見】

- ・建設費や運営費について、30年間の詳細な資料の提出を求める意見が出されている。

### 【教育委員会の意見】

- ・これに対しては、集約化の箇所数等が未定であることで、数値は示さなかったが、今後の市民やPTA等への説明で求められることは十分予想される。このため、現状で示せるいくつかのモデルで比較検討すべきではないか。
- ・集約化、民間委託の経費面でのメリット、デメリット等をわかりやすく示す資料を作成すべきではないか。

### 【今後事務局が取組むべき作業】

- ・教育総務課の人事、給与担当者、設計担当技師等による建設費、運営費のモデルを作成する。